

かながわ市民オンブズマン 広報誌 第16号

～ も く じ ～

1. 入札予定価格の非公開決定
2. 住民訴訟の抑制発言、高橋川崎市長に抗議（かわさき）
3. 第5回 役員会議事報告
4. コラム「はじめに名前ありき」
5. かながわ市民オンブズマン 行政訴訟一覧（情報公開編）
6. 開催のお知らせ
7. 事務局から
8. 今後の予定

入札予定価格 非公開決定について

横浜市長を相手取って、昨年6月23日に提訴した「水道メーター予定価格情報公開請求訴訟」について、去る10月26日横浜地裁で、原告全面勝訴の判決が言渡された。

公共工事の入札予定価格に関する情報公開訴訟においては、すでに住民勝訴の判例がある（大阪地裁 98.3.12 および津地裁 98.6.11）が、水道メーターのような物品購入契約に関する入札予定価格の公開を求めた訴訟については、今回の判決がはじめてである。

また、住民が情報公開訴訟で横浜市に勝訴したのも（驚くべきことに）今回がはじめてということになるらしい。

水道事業者（県や横浜市、川崎市など）は、水道メーターを専門業者から購入して、これを各戸に取付けるのだが、メーターの購入に際しては入札が行われる。

しかし、入札に先立って業者間の談合が行わ

れて来た。そのことは、「落札業者は毎回入れかわるのに落札価格は一定している」という現象が端的に示している。そして公正取引委員会が東京都発注分をめぐる談合について、96年7月に業界各社への立入検査をし、翌97年2月に刑事告発にふみ切って以来、水道メーター入札における落札価格は、どんどん下落して行った。

横浜市の例（口径20mm新規購入）で言えば96年度のはじめ1箇8130円だったメーターの価格が97年4月には520.0円、同年11月には実に1700円にまで下がっている（98年3月には2800円まで戻ったが）。

この談合によって、県や横浜、川崎両市が蒙った損害の賠償を関係業者に請求する住民訴訟も係属中である。

今回判決があった情報公開訴訟は、96年度以前（つまり公取の処分によって価格が下落する以前）の、入札予定価格の公開を求めたものである。前述のように実際の売買価格が大幅に下落したことを反映して、発注者側が設定する予定価格も、96年度以前と97年度以降とでは大幅な差がある。裁判所は、この点に着目して、「平成8年度以前の予定価格は、ここしばらくの将来の入札における予定価格を推測

する精度の高い参考資料にはならない」と認定し、「本件予定価格の事後公表に限っていえば、将来の予測にとってさほどの弊害があるとは認められない」とした。つまりひらたく言えば「96年度以前の予定価格は高すぎて今後の参考にはならないから公開しても差支えない」ということなので、このような特殊事情のない場合にまで公開義務を認めたわけではない。

このように、10.26判決の「射程範囲」は、あまり広いとは言えないのだが、「横浜市が敗訴した」という事実の反響は大きかった。

10月12日に川崎市長と相模原市長を被告とする予定価格情報公開訴訟が提起されていたが、10.26判決の直後、両市から非公開処分を撤回し、あらためて公開処分とする旨の通知があり、すみぬりをはがした文書が交付された。

しかも両市とも、予定価格、最低制限価格の事後公表を過去分まで遡って行うという方針も宣言した。これが10.26判決の影響を受けての措置であることは明らかである。

入札予定価格が実際に公開されてみると、川崎市が競技場に設置するために購入した大型スクリーンの落札率（予定価格に対する落札価格の比率）は、公取立入前（1992年、川崎市総合体育館）は94.94%だったのが、公取立入後（1994年、等々力陸上競技場）は75.01%に下った、という事実が判明した。また相模原市の下水道電気設備工事（5件）の落札率は、指名競争入札では97～98%と高止まりするのに、一般競争入札では85%台に下がる、という事実も判明した（肝心の水道メーター入札予定価格は本日現在まだ交付されていないのは残念だが）。

このように、「予定価格情報」は、業者間の競争が本当に確保されているか（いいかえれば談合があるかないか）を判別する有力なバロメーターである。

工事契約でも、物品購入でも、すべての公契約の予定価格をガラス張りにさせるよう、ひきつづきがなばらうと思う。

（大川 記）

非公開決定取り消し

水道メーター
予定価格訴訟
横浜市が敗訴

地裁判決

横浜市が発注した水道メーターの入札予定価格が公開されないのは違法だ、として、「かながわ市民オンブズマン」の代表幹事、大川隆司弁護士が、市水道局長を相手取り、非公開処分の取り消しを求めていた行政訴訟の判決が二十六日、横浜地裁であった。岡光民雄裁判長は、談合事件の摘発以降に自治体の落札価格が大幅に下落していることに触れ、「公開によって、将来の予定価格が推測しやすくなるような事実は認められない」などとし、市に非公開決定の取り消しを命じる判決を言い渡した。

大川弁護士は、一九九二年度から九六年度までの水道メーター購入契約の予定価格調査書を市に情報公開するよう求めた。しかし、九七年三月に非公開が決まった。市は非公開の理由として、事後公表すると①将来の予定価格の推測が容易になって談合を助長する②情報を得た者と得ていない者との間で不公平が生じる③などを挙げた。裁判ではこの点が争いになった。判決は、東京都発注の水道メーター談合を公正取引委員会が摘発したことなどをきっかけに、九七年度から予定価格が三割程度と大幅に引き下げられ、九八年度に入っても落札価格は依然と低迷傾向にあると認定。そのうえで「少なくとも九六年度以前の予定価格は、将来の入札の予定価格を推測する参考資料とはならない」と断じた。

談合については「入札に参加する業者がひそかに連絡することで実現するもの」とし、予定価格の事後公表の禁止と談合防止は関係ないと認めた。

「予定価格と入札価格を比較することで談合の成否が分かる可能性もある」とし、事後公表に利点があるとの見方も示した。

一方、情報を得た者と得ない者との不公平については、「利益不利益までを懸念しては、かえって、公文書の公開を受ける機会が不当に制約される結果となりがねない」と被告の主張を退けた。

朝日新聞 一九九八年十月二十七日

住民訴訟の抑制発言

高橋市長に抗議

かわさき市民オンブズマン

高橋清川崎市長は 10 月 20 日市内で開いた政令指定都市市長会議を終えての記者会見で、次のように発言した。「最近の住民訴訟は政治的な目的で、特定の個人がマニヤ的に起こしている。」

「住民訴訟は基本的には意義あるが、最近では市長の責任追及のため、特定の個人、団体が同じような内容で多くの提訴をしている」「市長や職員など個人に賠償を求めると職務遂行への意欲が萎縮する。」このため国に地方自治法改正などを働きかけていく方針を会議で確認したという。

これは朝日新聞からの引用であるが、他の新聞もほぼ同様の表現をしており、市長が単なる思いつきで発言したのではなく、周到に用意してペーパーを配布したものと推定される。市長は自らも 5 億円かの賠償請求を受けているともいわれ、われわれオンブズマンは、少なくとも現時点では個人への賠償を要求していないので、ターゲットがオンブズマンにあるかどうかは定かではない。しかし、問題は住民訴訟、引いては住民自治の基本にかかわる重大問題であり、このまま看過することは出来ないで、

10 月 27 日、市長室を訪れて、骨子以下のような申し入れをした。

提訴の誘因は行政側にあり。

—住民訴訟抑制は本末転倒—

行政が住民に訴訟を提起されるのは、行財政執行の内容に問題があるからだ。「官官接待」「カラ出張」など無用な財務会計行為に、住民が「もっと監視すべし」という市民意識が高まった結果である。行政側の反省の弁が全く聞かれないままに、住民訴訟を抑制しようとする議論の方向性は正に本末転倒である。そのような自省もなく「住民訴訟の対象を限定する」よう自治大臣に申し入れるがごときは、市民が行政に参加し官民協働による真の地方分権社会を目指すべきときに、時代認識を誤っている。

当オンブズマンは現時点では市長に損害賠償を求めているが、市民の税金が適正に支出されることを期待して、財政執行の監視活動をはじめたところであるが、川崎縦貫道代替地払下げ、塩漬け土地による膨大な無駄遣い、かわさき港コンテナターミナルへの財政援助姿勢、保養地購入など、われわれの期待を大きく裏切ってきている。行政執行にもっと襟を正せば「賠償請求をおそれて職務遂行への意欲が萎縮する」との心配は杞憂となろう。

われわれは、住民の直接参画により議会制民主主義の補完的機能を果たすべく、効率的・効果的な地方自治を目指して、オンブズマン活動を推進する。（以上）

**川崎縦貫道汚職、南伊豆保養所用地訴訟
市民報告会を開催。（11月1日）**

係争中の訴訟について広く一般市民にも知ってもらうため、11月1日午後1時から武蔵小杉の中小企業・婦人会館で市民報告会が開かれ、会場をほぼ満員にする盛況振りであった。

最初に住民訴訟について大川かながわ市民オンブズマン代表幹事から歴史的考察、住民自治実現のための重要性および先月の高橋市長の住民訴訟の規制強化発言の問題点などの話があり、ついで篠原かわさき市民オンブズマン代表幹事による両訴訟の疑惑、追及すべき問題点などの解説があり、会場からは活発な意見が続いた。

高橋市長へは、真相究明、再発防止などを要請し、さらに住民訴訟発言など追及することが代表幹事らから提案されたが、一方、会場からも、市議員や国会議員秘書などの事件関与が判明したため、関連政党への真相究明の働きかけも行うようにとの強い要請も飛び出し、これらを直ちに行うことを決議した。

（黒田 記）

第5回 役員会議事報告

記録 森田明

日時 平成10年11月13日 18:30~21:00

場所 県民サポートセンター（横浜駅西口）

<活動関係>

- ① 11. 21 学習会の準備について
- ② 30 学習会の準備について
住民訴訟をテーマにする（技能文化会館の約100名の部屋がとれた。）
- ③ 川崎市長発言など反住民訴訟の動きがでてきた時期でもあり、広く県内で住民訴訟を行っている団体に呼び掛けて、交流集会的なものにする。
- ④ 裁判の動き
水道メーター予定価格公開訴訟について、10月26日に勝訴判決。市は控訴せず確定。その余波で、後に起こした川崎市、相模原市の事件は市側が非公開決定を変更して公開し、終了。他に、藤沢、横須賀、海老名でも公開へ。
- ⑤ 横浜市情報公開条例改正について
11月12日、よこはま市民オンブズマンと連名で意見書を提出した。再度の意見陳述などを求める。なお、神奈川県でも改正論議が進められており、11月中には運営審議会の中間報告が出るとのこと。
- ⑥ 盗聴問題監査請求関係情報公開
監査請求は終了。監査手続記録の公開請求をしたところ警官名（返還した人の名）等が非公開だったので、不服申立てをした。
横浜市では、別件で監査請求記録の情報公開請求をしたところ監査結果通知以外は全く非公開に。これはあまりにひどく、不服申立てすることに。他市でも請求してはどうか。
- ⑦ 全国一斉請求
今年もランキングのための、食糧費、出張費、交際費の全国一斉請求が11月11日に行われた。神奈川は乗り遅れたが、少しあとの日に県、横浜、川崎で請求する。他の所でも可能なら請求し、県内ランキングを試みる。

⑧ 全国総会について

11月23日の関東ブロック会議で次期全国総会について話し合われるので、神奈川での可能性を検討した。

<運営関係>

① 会費納入状況

約半数が未納。広報誌発送の負担は大きいので、広報誌で予告の上、未納の人は退会扱いとし、その次の号から広報誌の発送を止めることに。退会扱いにした人には、地域のオンブズマンから声をかける。

② 財政

遺言により約300万円の寄付をうけることとなった。特別基金をもうけ、重要事項について支出する。当面、裁判で鑑定が必要な場合の費用など。せっかくの基金であるからこれを減らさず増やすように、カンパを募る。

③ 役員会日程

原則第2金曜日 午後6時30分から

次回は 12月11日 18:30より

1月13日（水）18:00~20:30（鎌倉にて）

コラム「はじめに名前ありき!？」

広報誌第14号4頁の注に「オンブズマン」という名称の是非についてコメントしたところ、いくつかのご意見を頂きましたので紹介します。

“かわさき”の風巻義孝さん(言語学者)によれば、スウェーデン語の ombudsman=代理人は、om（両側から向き合ったものが巴状に絡み合った状況を表す）、bud（仏陀など同根で気付く・悟るという意味）、man（人）の3つの部分からなっています。問題の man は本来人間を意味しましたが、西暦1000年頃から男性の意味が発生し、1200年頃からはそれが逆転したのだそうです。

富山のホームページでは、性差別のない語として「オンブズ」や「オンブズパーソン」を使うべきだという意見が掲載されています。最近結成されている組織では、「オンブズマン」ではなく、「オンブズ」を採用するところが増えているようです。

(村上 記)

かながわ市民オンブズマン行政訴訟一覧表（その2）

1998年11月現在

事件名	係属裁判所・当事者	事件の概要	進行状況
設計金額・設計単価等情報公開請求	横浜地裁3民 原告：大川隆司 被告：横浜市長	横浜市は日本下水道事業団に委託した電気設備工事についてみずから積算作業を行なったが、その作業の結果を記載した書類（設計書）の大部分を非公開。設計書の内容の全面公開を請求。	一審敗訴。控訴審の途中で設計金額だけは公開したが、単価はなお非公開。 次回結審。
水道メーター予定価格情報公開請求	横浜地裁1民 原告：大川隆司 被告：横浜市長	水道メーターの価格は公取処分のため平成9年度は大暴落。従って少なくとも平成8年度以前の予定価格は公開しても今後の支障にならないはずであるから、その公開を請求。	10月26日全面勝訴の判決があり、被告も控訴を断念。
土地開発公社保有地等情報公開請求	横浜地裁1民 原告：大川隆司 被告：横浜市長	横浜市が所有する代替地および横浜土地開発公社の保有地のリストを公開請求したところ、土地の地番および取得価格欄は非公開。全面公開するよう請求。	結審が近づいて被告は地番は公開した。価格情報はなお非公開。次回結審。
議員野球大会参加者名簿公開請求	横浜地裁1民 原告：かながわ市民オンブズマン 被告：神奈川県会議長	98年8月神奈川県で開催される予定（実際は中止）の議員野球大会の参加者名簿の公開を請求したところ拒否。（「公文書不該当」） 公文書の認定を前提に、拒否処分の取り消しを請求。	被告は名簿の内容はすでにオープンになっているとして「門前払い」の抗弁を提出し、答弁を検討中。
北部斎場建築工事ロワーリミット公開請求	横浜地裁1民 原告：大川隆司 被告：横浜市長	北部斎場新築工事の入札が85年5月に実施され、韓国系の三星物産が最も低い価格（68億円余）で入札した。これがロワーリミット（最低価格）を下回ったとして「調査」中に三星は「辞退」し、清水建設が落札（92億円）。ロワーリミットの公開を請求したが市長が拒否。	被告の実質合弁は次回の第2回期日までおあずけ。
川崎市大型スクリーン予定価格公開請求	横浜地裁1民 原告：篠原義仁 被告：川崎市長外1	大手電気メーカー間の談合疑惑で公取が立ち入り検査をしたが（93年11月）、その前（92年10月）とその後（94年4月）では予定価格に対する落札価格の比率が大きく異なると報道された。その客観的裏付けを求めて「予定価格書」等の公開を請求したが市長と教育委員会が拒否。	11月2日に被告が非公開処分を自主的に撤回し、改めて公開決定通知。（訴訟は取下げ）
相模原市下水道電気設備工事予定価格公開請求	横浜地裁1民 原告：鈴木加奈子 被告：相模原市長	相模原市が95、96両年度に実施した公共下水道ポンプ場電気設備工事4件は、発注方式が多様だった。 各入札ごとの予定価格に対する落札価格の比率を比較するため「予定価格調書」の公開を請求したが、市長が拒否。	11月2日に被告が非公開処分を自主的に撤回し、改めて公開決定通知。（訴訟は取下げ）

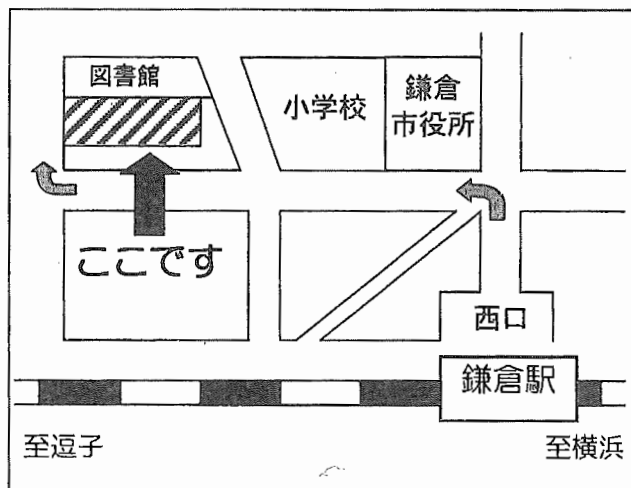
1月の役員会について

1月の役員会は、下記の通り鎌倉で開催します。
お間違えのないようよろしくお願いします。

記

と き 1月13日(水) 18:30~20:30

ところ 鎌倉市福祉センター 2F第2会議室
(赤レンガ3階建ての建物です)



11月末までに会費をお支払いいただ
いていない方には、次号より広報誌の
郵送を行なわないことになりました。
よろしくお願いします。

今後の予定

12月2日(木) / 10:30~

・茅ヶ崎職員派遣事件 (証人調)
(於 東京高裁3民)

12月7日(月) / 13:10~

・保養所用地買受差止請求 (弁論)
(於 横浜地裁1民)

12月9日(木) / 13:10~

・北部斎場建築工事ロワーリミット公開請求
(於 横浜地裁1民)

12月9日(木) / 13:10~

・葉山町公共下水道事件 (弁論)
(横浜地裁1民)

12月11日(金) / 18:30~21:00

・かながわ市民オンブズマン 役員会
(於 県民サポートセンター)

12月16日(水) / 10:00~

・設計金額・設計単価等情報公開請求 (弁論)
(於 東京高裁3民)

1月13日(水) / 18:00~20:30

・かながわ市民オンブズマン 役員会
(於 鎌倉市福祉センター 左ページ参照)

今後の役員会の日程

役員会 2月12日(金) 18:30~

役員会 3月12日(金) 18:30~

役員会 4月9日(金) 18:30~

総会 4月24日(土) 午後

広報誌:「かながわ市民オンブズマン 広報誌」第16号

<第16号の編集スタッフ>

森田明 杉本三郎 保坂令子 村上英吾

事務局:横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6F 大川法律事務所内

(以下の時間帯には事務局員がいます)

木曜日 13:00~16:00

電話:045-664-7825

電子メール:dcj03216@hamakko.or.jp